

令和8年度（2次募集）



上郡町地域おこしイベント事業 (地域活性化イベント)

募集要項

町内外の住民交流を促進し、賑わいの創出や相互理解を深めるイベント等を自主・自発的に行う団体を支援するため、対象事業を募集します。

※ 交付決定前の支出は補助金の対象になりません。



■お問合せ■

上郡町地域振興課

〒678-1292

赤穂郡上郡町大持278番地

TEL：0791-52-1162

FAX：0791-52-3293

E-mail：chiiki@town.kamigori.lg.jp

■補助の対象団体は

町内に主な活動の基盤を有する5人以上で構成する団体又はNPO法人です。

※対象とならない団体

- ▽宗教活動、政治活動又は営利活動を行うことを目的に組織されている団体
- ▽暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6項に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者が主たる構成員である団体
- ▽町税及びその他町へ納付すべき金銭を滞納している者が主たる構成員である団体
- ▽規約、会則等が整備されていない団体
- ▽その他町長が補助することが適当でないとする団体

■補助の対象事業は

- ①自主・自発的に行う事業で上郡町の活性化に資する事業であること
- ②公益的な事業であること
- ③一部地域のみを対象としたものではなく、町内外の町民・観光客等の来場参加を得ようとする事業であること
- ④実現可能な事業であること
- ⑤将来において継続的な事業であること

●今回の審査・補助対象は、**令和8年7月1日から令和9年3月31日までの期間**に実施される事業です。

●次年度以降にわたる事業でも、補助金は年度単位で交付するため、次年度も改めて応募する必要があります。

対象となる事業事例

- ◎自治会、各種団体、サークル又はNPO法人等が実施する町内全域を対象とした、文化・スポーツ、趣味など様々な交流事業

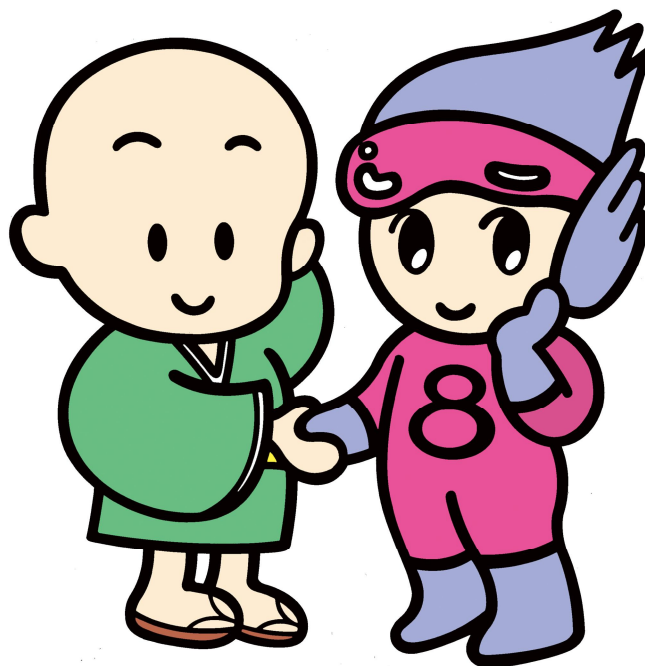
■対象経費

イベント等の実施に直接必要となる以下の経費

- ①物品費（会場の設営費及び消耗品費）
- ②人件費・謝金（出演者、協力者等）
- ③旅費（出演者、協力者等）
- ④その他（印刷製本費、広報宣伝費、保険料等）

■対象外経費

- ①実施団体の構成員等の人件費、謝礼、旅費、交通費及び飲食費
 - ②領収書がない、証拠書類により実施団体が支払い確認ができない経費
 - ③耐用年数が1年以上で取得価格が10万円以上の備品購入費
 - ④団体・個人の財産形成となる経費
 - ⑤主催者団体が販売する商品（飲食物、グッズなど）の原材料等
 - ⑥事業目的外の経費、用途不明の経費
 - ⑦抽選会又は福引の景品のうち、単価1万円（税込）を超えるもの及び金券等
- ※景品総額は補助金の1/4以内とします。
- ⑧その他、町長が適当でないと認める経費



(例)

経費区分		対象経費	対象外経費
報償費	謝金	出演者、協力者等の謝礼で社会通念上認められる範囲の金額	実施団体の構成員等の謝礼
	飲食費	出演者、協力者等の弁当等 (※1)	実施団体の構成員等の弁当
旅費		出演者、協力者等の交通費に関する実費	実施団体の構成員等の旅費、交通費
需用費	消耗品費	事務用品、用紙代、原材料費 (※2)	抽選会又は福引の景品のうち、消費税を含む単価が1万円を超えるもの及び金券等
	印刷製本費	案内チラシ、ポスター	
役務費	広報宣伝費	新聞折り込み、広告料	
	通信運搬費	はがき、切手代、電話代	事業使用分が特定できない費用、運送費
	保険料	参加者や構成員のイベント・ボランティア保険料	
	手数料	振込手数料	
委託料		会場の設営又は警備、音響、照明、物品作成等の業者への委託料	
使用料及び賃借料		会場・備品の使用料、機材リース料、燃料費	申請者や構成員の所有する会場、備品等の使用料、車両借上料

(※1) 対象となるのは、事業の実施に必要不可欠なもの(長時間の拘束が伴う場合など)に限り補助対象とします。また、当日のプログラムに出演する演者及び運営に直接従事するボランティアスタッフの分のみです。社会通念上、高額と判断されるものや、酒類の購入費用は補助対象外となります。

(※2) 原材料費等は、販売に係る収入額を超える部分(赤字相当額)のみ補助対象とします。

注 意

事業の実施に当たり、以下の内容等については責任をもって行ってください。

- ①道路を占用して使用する場合には警察との協議
- ②火器類を使用する場合には消防署との協議
- ③開催場所の自治会や周辺住民への周知

■補助金の交付額は

補助金額は予算の範囲内とし、書類審査のほか、必要に応じてヒアリングを実施し、200千円の範囲内で補助金が決定します（千円未満切り捨て）。

※補助金申請は、1団体につき1事業を限度とします。

※いずれも予算の範囲内で交付額を決定しますので、申請団体数により補助金交付額に増減が生じます。

※補助金については、原則5回を限度に交付します。その後は、団体等が自主財源を確保する等事業継続に努めてください。

■応募方法について

◆必要な書類：①補助金交付申請書（様式第1号の1）

②事業計画書（様式第1号の2）

③事業予算書（様式第1号の3）

④団体等概要調書、誓約書

⑤団体等の規約、会則等の写し

※その他、町長が必要と認める書類

（①～④については、上郡町ホームページからダウンロードできます）

上郡町ホームページ：<https://www.town.kamigori.hyogo.jp/soshiki/chiiki/7538.html>

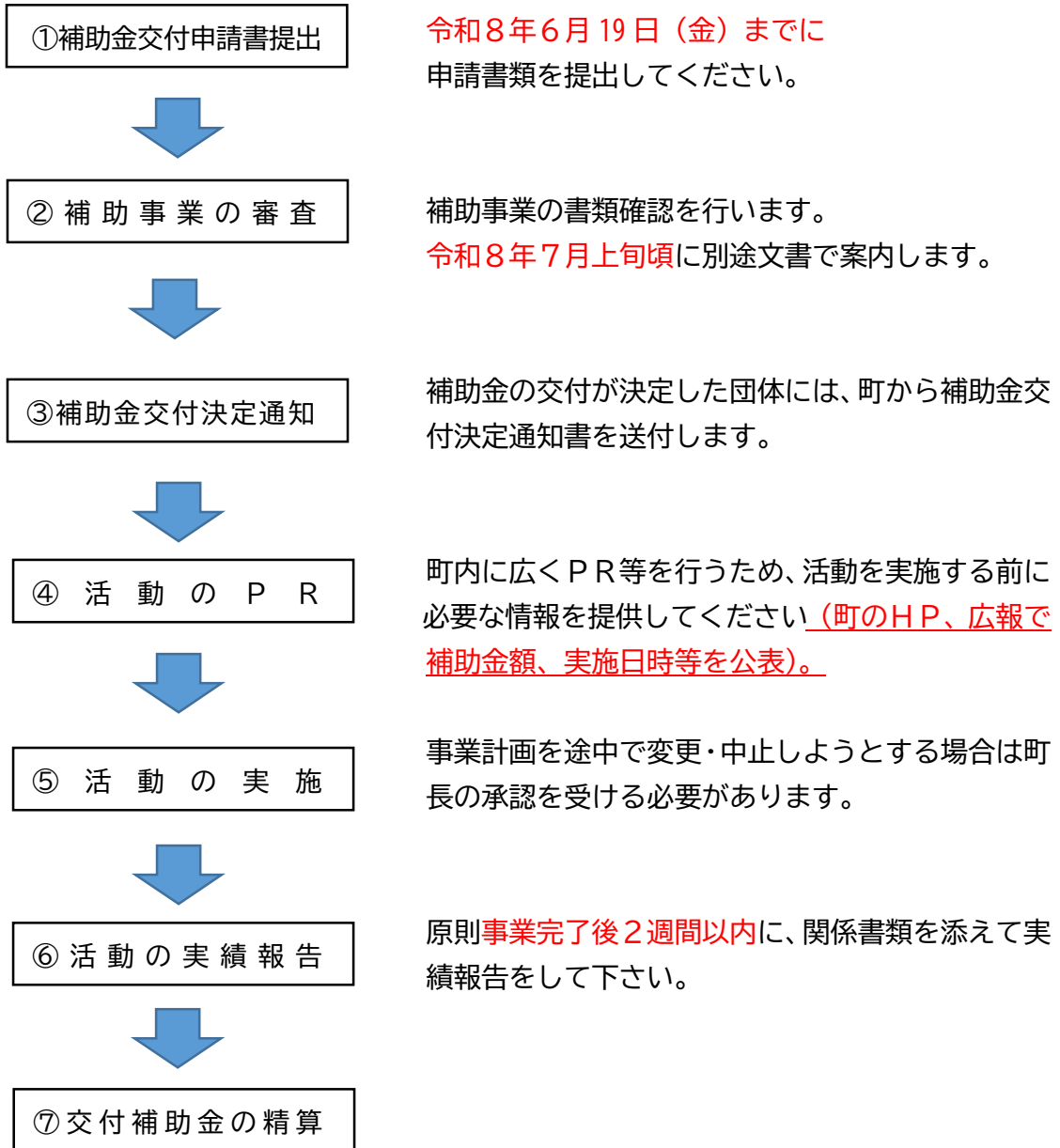
◆提出方法：持参・郵送・メール（必要があれば事業概要についてお伺いします）

◆提出先：上郡町地域振興課

◆提出期限：**令和8年6月19日（金）午後5時**

■申請及び補助金交付の流れ

※申請に係る一切の費用は、申請者の負担となります。



皆様の積極的な応募をお待ちしています！

この補助金を受けたイベントを開催する場合は、イベントチラシなどにロゴマークの貼り付けが必須です。



ロゴマークは以下ホームページからダウンロードしてください。

令和8年度地域おこしイベント事業を募集します

<https://www.town.kamigori.hyogo.jp/soshiki/chiiki/7538.html>